

宮崎県看護研究学会 実施要綱

2022年8月更新

公益社団法人 宮崎県看護協会

目 次

開催要領	1
開催までの流れ	1
演題応募・通知・参加申込みに関するお問い合わせ先	1
宮崎県看護研究学会へ参加する（参加申込みについて）	2
宮崎県看護研究学会で発表する（演題募集要領）	2
原稿作成要領	4
演題申込書	5
演題登録チェックリスト	6
研究における倫理的配慮とその記述方法	7

参考資料

宮崎県看護研究学会抄録選考基準	9
宮崎県看護研究学会規則	10

開催要領

【目的】

専門職としての自覚を持ち、研究的態度を養うと共に、研究の成果を発表することにより、今後の看護活動に役立て、看護の質向上を図る。

【日程】

開催日程は、各年度の宮崎県看護協会「教育研修計画」リーフレットに掲載します。

【会場】

宮崎県看護等研修センター（宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 - 6）

【主催】

公益社団法人宮崎県看護協会

開催までの流れ

※ 各年度の開催までの日程は、毎年 4 月配布の宮崎県看護協会「教育研修計画」リーフレットに掲載しますので、そこでご確認ください

演題発表者

1. 発表希望者は各年度の演題募集受付期間に申込みを行う
2. 宮崎県看護研究学会抄録選考委員会で応募演題の選考が行われ、応募者に抄録選考結果が通知される
3. 採用者は集録原稿を期日までに送付する
4. 各施設に学会の開催案内が届いたら、参加申込みと参加費の振込みを行う
5. 発表の詳細（発表プログラム・会場・打合せ時間等）について文書が届く
6. 学会集録が届く
7. 研究学会での発表

参加希望者

1. 各施設へ宮崎県看護研究学会の開催案内が届く
2. 参加希望者は、参加申込みと参加費の振込みを行う
3. 参加申込者に学会集録が届く
4. 研究学会への参加

演題応募・通知・参加申込みに関するお問い合わせ先

公益社団法人 宮崎県看護協会 学会担当

〒889 - 2155 宮崎県宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 - 6

TEL : 0985-58-0622 (代表) 0985 - 58 - 0640 (教育部直通)

FAX : 0985 - 58 - 2939

E-mail : mjoyomu@s3.dion.ne.jp

宮崎県看護研究学会へ参加する（参加申込みについて）

1. 宮崎県看護協会の会員、非会員、学生（看護師免許を未取得の看護学生）が参加できます。
2. 共同研究者で看護職以外の方が参加される場合は看護協会非会員となります。申込用紙に職種を明記してください。
3. 参加費について
会員：2,100円　非会員：4,200円　学生：300円
研究発表者も参加費が必要です。
4. 参加申込みについて
研究学会に参加するには、参加申込みと参加費の事前納入が必要です。各年度の参加申込みについては別途案内いたします。

宮崎県看護研究学会で発表する（演題応募要領）

1. 演題応募資格
(1) 演題応募は、研究発表者・共同研究者ともに宮崎県看護協会の会員に限ります。
※ 但し、看護職以外の共同研究者の場合は、この限りではありません。演題申込書に職種を明記してください。
2. 演題の内容と発表形式
(1) 看護学の向上と発展に寄与するもので、未発表のものに限ります。
(2) 発表形式は、口演発表（パワーポイント使用）または示説（ポスター）発表のいずれかを希望することができます。但し、選考結果により希望以外の発表形式になる場合がありますことをご了承ください。
3. 演題の採否と発表形式
(1) 演題の採否と発表形式（口演・示説）は、宮崎県看護研究学会抄録選考会議で選考の上、結果をお知らせします。
4. 演題申し込み方法
(1) 演題応募書類①～③を応募受付期間内に、折り曲げずに郵送またはご持参ください。
FAX、E-mailでは受け付けておりませんのでご注意ください。
① 宮崎県看護研究学会 演題申込書
② 抄録原稿
③ 宮崎県看護研究学会 演題登録チェックリスト
(2) 演題応募期間は、各年度の宮崎県看護協会「教育研修計画」リーフレットに掲載します。締切日を厳守してください。
(3) 提出先
〒889-2155 宮崎市学園木花台西2丁目4-6
公益社団法人宮崎県看護協会 学会担当宛

5. 抄録原稿作成について

- (1) 原稿作成要領を参照の上、**白色 A4 版用紙 1 枚**（感熱紙不可）に作成してください。
※集録（写真印刷）を綺麗に印刷するため白色紙使用のこと。
 - ① 本文は 2 段組みで、2,000 字（全角 25 字×40 行×2 段）程度とする。
 - ② 本文文字サイズは 10.5 ポイントとし、和文フォントは明朝体で全角、英文およびアラビア数字は半角とする。
 - ③ 図・表を挿入する場合は、論述の根拠となるデータを厳選し、図・表の文字や数字は判別可能なものを挿入する。
- (2) 倫理的配慮を必ず明記してください。日本看護学会実施要綱の「倫理的配慮とその記述に関する留意点」に準じてください。
- (3) 抄録提出チェックリストについて
演題を応募する前に抄録チェックリストに沿って応募方法や注意事項についての確認を行い、抄録原稿、演題申込書と一緒に提出してください。

6. 集録原稿作成について

- (1) 原稿作成要領を参照の上、**白色 A4 版用紙 3 枚**（感熱紙不可）に作成してください。
※集録（写真印刷）を綺麗に印刷するため白色紙使用のこと。
 - ① 本文は 2 段組みで、2,000 字（全角 25 字×40 行×2 段）程度とする。
 - ② 本文文字サイズは 10.5 ポイントとし、和文フォントは明朝体で全角、英文およびアラビア数字は半角とする。
 - ③ 図・表を挿入する場合は、論述の根拠となるデータを厳選し、図・表の文字や数字は判別可能なものを挿入する。
 - ④ 写真・図・表は白黒の写真製版で判別できる明瞭なものであるか確認する。
- (2) 倫理的配慮を必ず明記してください。日本看護学会実施要綱の「倫理的配慮とその記述に関する留意点」に準じてください。

7. 抄録・集録の構成について

- (1) 本文の構成は、原則として次のとおりとします。
 - 目的
 - 方法
 - 倫理的配慮
 - 結果
 - 考察
 - 結論
 - 引用文献
 - ① 引用文献は引用順に本文の引用箇所の肩に¹⁾ ²⁾と番号をつけ、本文原稿最後に一括して引用番号順に記載する。
 - ② 引用文献の記載方法は次のようにする。
 - 【雑誌掲載論文】 著者名：表題名,雑誌名,巻(号),頁,発行年(西暦年次)
 - 【単行本】 著者名：書名(版),発行所,頁,発行年(西暦年次)
 - 著者名：表題名,編者名,書名(版),発行所,頁,発行年(西暦年次)
 - 【翻訳書】 原著者名：書名(版),発行年,訳者名,書名,発行所,頁,発行年(西暦年次)
 - 【電子文献】 著者名：表題名,雑誌名,巻(号),頁,発行年(西暦年次), アクセス年月日, URL
 - 発行機関名(調査/発行年時),表題, アクセス年月日, URL
 - ※公的機関から提供される情報(統計、法令等)、電子ジャーナルのみを対象とする
 - ③ 共著者は 3 名まで表記し、それ以外は他とする。

8. その他

- (1) 各年度の開催案内は、宮崎県看護協会ホームページからご覧になれます。
- (2) 演題申込書、抄録提出チェックリスト、抄録・集録フォーマットはホームページからダウンロードできます。

原稿作成要領

抄録原稿・集録原稿ともに作成要領は同じです。(抄録：A4版1枚、集録：A4版3枚で作成)

上部余白 20mm

表題 (中央、14ポイント)
サブタイトル (中央、12ポイント)

キーワード：抄録内容を表す重要語句 3~5 個程度 (中央、9ポイント)

○発表者名、共同研究者名 (中央、9ポイント)
所属施設名 (中央、9ポイント)

本文
段組 1
25字×40行
※表題から数えて 40行
(10.5ポイント)

段間 (2文字分程度の余白)

本文
段組 2
25字×40行
※表題から数えて 40行
(10.5ポイント)

図 1 タイトル

表 1 タイトル

左右余白 15mm

下部余白 20mm

A4サイズ**白色紙**(感熱紙不可)縦使い。
抄録は1枚、集録は3枚で作成する。
余白は、上部20mm、下部20mm、左右15mmとする。

上部9行の部分に1段組みで、表題・副題・発表者名(氏名の頭に○印を入れる)・共同研究者名を記入する。
キーワードは抄録内容を表す重要な語句3~5個を記入する。
表題の文字サイズは14ポイント、サブタイトルは12ポイントでいずれも中央に配置する。
キーワード・施設名・氏名は9ポイントにする。病棟名は不要。

図・表を挿入する場合は論述の根拠となるデータを厳選し、図・表の文字や数字は白黒の写真製版で判別できる明瞭なものを挿入する。
表は、表の上部に表番号とタイトルをつけセンタリング、図は、図の下部に図番号とタイトルをつけセンタリングする。

本文は2段組み

- 1段25字40行(1枚2,000字程度)文字サイズは10.5ポイント、書体はMS明朝体で設定してください。ただし、提出された原稿がそのまま印刷されるので、文字間、行間は見やすさも考えて設定してください。
- 専門用語以外は当用漢字、新仮名づかい、ひらがなを使い文語体で作成してください。
- 文字および記号(句読点、コンマ、かっこ等)は、1文字または1記号1文字としてください。
- 外国語は言語で活字体を用い、大文字・小文字は半角、数字は算用数字を用いて半角としてください。

宮崎県看護研究学会 演題申込書

演題 (タイトル)				
副題 (サブタイトル)				
発表者	発表者氏名 (ふりがな) ※ 抄録原稿に○印をつけてください	会員番号 (宮崎県)		
	所属施設名 ※ 抄録と同じ名称			
共同研究者	共同研究者氏名	職 種	所属施設名	会員番号 (宮崎県)
発表者の連絡先	所属施設名		部署名	
	所属施設住所 〒			
	所属施設 TEL		FAX	
	所属施設以外の連絡先 連絡先名		TEL	
発表について	希望する発表形式 (いずれかの番号に○)	1. 口演	2. 示説	3. どちらでもよい
	使用媒体 (いずれかの番号に○)	1. パワーポイント	2. ポスター	
		3. 現物展示	4. 使用媒体なし	

※看護職は協会会員番号を記入してください

宮崎県看護研究学会 演題登録チェックリスト

発表者名 _____

所属施設名 _____

✓欄	チェック項目
【応募資格について】	
<input type="checkbox"/>	1. 演題申込者（研究発表者）および看護職の共同研究者は看護協会の会員ですか
【抄録について】	
<input type="checkbox"/>	2. 目的・方法・倫理的配慮・結果・考察および結論、引用文献、図表を含めて2,000字程度にまとめていますか
<input type="checkbox"/>	3. 研究に使用した尺度やモデル等の出典（文献）を明記していますか
<input type="checkbox"/>	4. 本文は2段組みにし、A4用紙片面1枚で作成していますか（2枚以上は不可）
<input type="checkbox"/>	5. 本文、図表等は白黒印刷で判別できる明瞭なものになっていますか
<input type="checkbox"/>	6. 本文の文字サイズは10.5ポイント、和文フォントは明朝体で全角、英文やアラビア数字は半角ですか
<input type="checkbox"/>	7. 抄録原稿には表題（副題）・キーワード・発表者・共同研究者・所属施設名を記載していますか ※ 副題は必要時
【倫理的配慮とその記述について】	
<input type="checkbox"/>	8. 「倫理的配慮とその記述に関する留意点」は熟読しましたか
<input type="checkbox"/>	9. 対象者（または代諾者）から研究ならびに発表の承諾が得られていますか
<input type="checkbox"/>	10. 個人が特定できないように配慮していますか
<input type="checkbox"/>	11. 対象者に不利益や負担が生じないように配慮していますか
<input type="checkbox"/>	12. 倫理審査委員会等の倫理審査を受けていますか
<input type="checkbox"/>	13. 引用文献を明示していますか
<input type="checkbox"/>	14. 既存の尺度等の使用について、必要な許諾を開発者から得ていますか
【演題申込書について】	
<input type="checkbox"/>	15. 演題（副題）・発表者名・共同研究者名・所属施設名は、抄録原稿と同じ記載になっていますか ※ 副題は必要時
<input type="checkbox"/>	16. 発表形式、使用媒体の希望に○をつけていますか
<input type="checkbox"/>	17. 宮崎県看護協会の会員番号を記載していますか
【送付方法について】	
<input type="checkbox"/>	18. 抄録原稿は1部、折らずに封入しましたか

※ 抄録を提出する前に本チェックリストで確認後、抄録と一緒にご提出ください

研究における倫理的配慮とその記述方法

1. 先行文献を調べて活用していますか？

すでに研究結果が出ているテーマを繰り返して研究することは倫理的に問題があると考えられます。そのため、研究課題とその背景にあるものを先行文献から調べた上で研究のオリジナリティや価値、位置づけを明らかにし発表の意義を明確にすることが大切です。文献検討の結果を「はじめに」、「考察」で適切に引用しましょう。「日本看護協会ホームページ>キャリアナース」には文献データベース「最新看護索引 Web」があり、『日本看護学会論文集』（第42回より）の全文PDFも公開されています。ぜひ活用してください。

2. 研究フィールドや研究対象者を特定されないよう配慮していますか？

「当院」「当病棟」等の表現では、研究者の所属を見ることから研究フィールドが特定され、固有名詞を使用していることと同じです。そのため、「A病院」のように匿名化した表記とします。研究対象者へのプライバシーの配慮として、抄録の記述内容で研究対象者が特定できないようにします。固有名詞(当院・当病棟も含む)・写真等を掲載する場合は、研究結果を示すためにどうしても必要な場合のみとし、掲載することで研究対象者が特定できないよう十分配慮し、掲載の承諾を得られた旨を明記してください。

※倫理審査委員会名の表記に関しては実名表記としてください。詳細は5.「倫理審査委員会での承認を受けたことを記載していますか？」の項目を参照してください。

3. 研究対象者の個人情報保護していますか？

データの解釈に必要な研究対象者の情報は必要ですが、不必要な個人情報を公表しないように配慮します。例えば、入院および退院の情報が必要な時は、年月日ではなく入院期間を記載するなどの配慮が必要です。また、結果に直接関与しない個人情報は記載しません。個人情報の取扱いは、個人情報保護法、「看護研究における倫理指針」(日本看護協会、2004年)、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(個人情報保護委員会・厚生労働省、2017年)、「看護者の倫理綱領」(日本看護協会、2003年)、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省・厚生労働省、2017年一部改正)および所属施設の規定に従ってください。

4. 研究対象者への説明と自由意思による同意を得たことを記載していますか？

研究の目的、方法、期待される結果と対象者にとっての研究協力に関する利益、不利益を研究対象者へ伝えた上で、研究の実施と公表について同意を得たことを明確に記載する必要があります。またその際、研究協力への同意が強制されることなく、自由に判断できた事実を記載する必要があります。学生を対象とした研究の場合も、患者を対象としたときと同様の配慮が求められます。たとえば入院患者に対し無記名で看護ケアの質評価の依頼をしても、自由意思で調査への参加を決定したとは判断しにくいいため、退院時にこの調査を依頼する、などの工夫が必要になります。あるいは教員が学生に調査を依頼する場合も授業中に行ったり、担当科目の教員が調査依頼を行うことは、自由意思を損なうことにつながりかねないため、十分に配慮し、またどのような配慮を行ったかを具体的に明記する必要があります。

研究への同意に適切に判断ができない状態にあると考えられる対象者の場合は、代理人もしくは代理人が存在しない場合には病院の倫理審査委員会等で承認を得た事実を記載する必要があります。また研究依頼時には適切に判断ができない状態であっても、回復とともに判断できる状態になれば、その時点で研究協力の同意を対象者から再度得る必要があります。

看護師へのインタビューを行う研究において、自分たちが看護ケアを行った患者に関する情報を詳細に述べるような場合には、その患者にも研究の同意を得る必要があります。しかし何らかの理由でその患者から同意が得られない場合には、家族もしくは病院の倫理審査委員会等で承認されることが必要です。また過去のデータを分析する場合にも、可能なかぎり研究対象者からの同意を得ますが、それが困難な場合

には病院の倫理審査委員会等での同意が必要となります。

5. 倫理審査委員会での承認を受けたことを記載していますか？

研究に際しては、一般的に所属施設の倫理審査委員会の承認を得て実施することが求められています。特に、人間や動物を対象とした研究、研究対象施設の内部データを使用する等の倫理的な配慮が重要となる研究を行う場合には、倫理審査委員会等で承認を受けていることを明記してください。

倫理審査委員会の表記については、承認責任の所在を明確にし、信頼性を高めるために実名で表記をしてください。例：「日本看護協会病院倫理審査委員会」。

ただし、対象者が少なく、倫理審査委員会名を実名で表記することにより個人が特定される場合は『所属施設の倫理審査委員会の承認を得た』と記載してください。

また、所属施設に正規の倫理審査委員会がなく、倫理審査委員会に相当する機関で承認を得た場合は、『倫理審査委員会相当の機関から承認を得た』ことを記載のうえ、『対象者から自由意思による承諾を得た』こと、『不利益を回避するための配慮を実施した』ことを明記してください。

研究の実施だけでなく、結果の公表（発表）に関しても、研究対象者および研究対象施設の承諾が必要です。

6. 研究への参加によって対象者に負担や不利益がないように配慮したことを記載していますか？

倫理審査委員会での承認を受けたことのみでなく、対象者の負担や不利益を避けるために配慮したことを記載します。研究協力依頼の内容と方法、予測されるリスクへの対策（中止基準の設定等）、研究データの取扱い、質問紙の回収方法等、研究結果の公表等、研究の全過程においてどのような倫理的配慮を実施したかを簡潔に記載する必要があります。

7. 著作権等の侵害がないように配慮していますか？

文献から本文を引用する場合は、出典(文献)を明記します。図・表は転載許諾を得た上で出典(文献)を明記してください。既存の尺度を使用する場合は、必要に応じて尺度の作成者から許諾を得たことを記載し、出典(文献)を明記してください。尺度を改変して使用する場合は、作成者から許諾を得たことを必ず明記してください。また、原則として薬品や検査器具等は一般名称を用い、()内に商品名と登録商標の場合は®を記載してください。

8. 利益相反の有無について明記していますか？

「利益相反」とは、臨床と企業間での共同研究の場合に、公的利益（得られる成果を社会へ還元する）と私的利益（個人が取得する金銭、地位、利権など）が研究者個人の中に生じる状態のことを指します。看護研究では企業から無償で提供された器材を使ったり、企業や営利団体から研究費の提供を受ける場合もあり、利益相反そのものは問題ではありません。しかし、そのような経済的な利益関係などにより、研究に弊害が生じることが問題となります。そのため、公表資料（発表資料、論文等）に利益相反の有無を記載し自己申告することにより、その研究結果の中立性と公明性を確保して研究の責務を適正に果たしていることを実証する必要があります。

【利益相反の記載方法】

抄録原稿	抄録原稿への記載は不要とする。
学術集会での発表媒体	発表媒体（スライド・ポスター）内に利益相反状態を開示する。
論文原稿	論文の末尾（引用文献の前）に利益相反状態を記載する。

【記載例】

＜利益相反がある場合＞本演題発表に関連して、過去1年間に△△社から研究者所属の看護部への委託研究費・奨学寄付金などの研究費、および個人的な講演謝礼を受けている。

＜利益相反がない場合＞本演題発表に関連して開示すべき利益相反関係にある企業等はない。

(2020年度日本看護学会実施要綱より抜粋)

宮崎県看護研究学会抄録選考基準

項目	内 容	
表題	1	内容を適切に表現している
目的 背景	2	この研究により何を明らかにしようとしているかが明確である
	3	研究の意義が明確である
	4	文献検討が適切である
方法	5	研究方法は、研究目的・目標達成のために妥当である
	6	対象は適切である
	7	データ収集方法及び手順を示している
	8	分析方法は妥当である
結果	9	研究目的にそった結果を示している
	10	事実を客観的に示している
	11	図表の表現・体裁は適切である
考察	12	得られた結果に基づいた解釈している
	13	研究目的にそった考察で一貫性がある
倫理的配慮	14	対象者（又は代諾者）から研究並びに発表の承諾が得られている
	15	個人が特定されないように配慮している
	16	対象者の不利益が生じないように配慮している
	17	倫理審査委員会等の倫理審査を受けている
	18	引用文献が明示されている
	19	既存の尺度等の使用について、必要な使用許諾を開発者から得ている
発表価値	20	看護実践に意味ある事実や知見がある

総合判定	採択	条件付き採択	保留	不採択
------	----	--------	----	-----

宮崎県看護研究学会規則

第1章 総則

(名称)

第1条 本学会は、宮崎県看護研究学会と称する。

(組織)

第2条 本学会は、公益社団法人宮崎県看護協会（以下、「宮崎県看護協会」という）定款第3条（目的）に基づき宮崎県看護協会の事業として実施する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本学会は、宮崎県内のすべての看護職の実践に根ざした学術研究の活動を通して看護の質の向上を図り、人々の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本学会は、前条の目的を遂行するために次の事業を行う。

- (1) 宮崎県看護研究学会の開催
- (2) 宮崎県看護研究学会研究集録の発行
- (3) その他本学会の目的達成に必要な事業

(看護学会会長)

第5条 宮崎県看護研究学会会長は、宮崎県看護協会会長をもってあてる。

第3章 学会委員会

(学会委員会)

第6条 宮崎県看護協会の特別委員会として学会委員会を置く。

第7条 学会委員は、宮崎県看護協会会長が選任した宮崎県看護協会会員をもって構成される。

第8条 学会委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 宮崎県看護研究学会の企画・運営及び評価
- (2) 宮崎県看護研究学会の投稿演題（抄録）の選考
- (3) 看護研究学会集録を作成する。
- (4) その他、本学会に関する必要な事項

第4章 宮崎県看護研究学会

(開催)

第9条 本学会は、毎年1回開催する。

(応募資格)

第10条 演題応募資格は、宮崎県看護協会会員とする。

2. 看護職以外で協同研究を行った非会員は、投稿原稿に協同研究者として記名できる。

(演題応募手続き及び参加手続き)

第11条 当該年度の看護研究学会に演題応募をする者及び参加を希望する者は、所定の手続きにより、本学会事務局に申し込まなければならない。

2. 応募手続き及び参加手続きに関することは別途定める。

(参加資格)

第12条 宮崎県看護協会会員・非会員並びに県内看護系学校に在籍する看護学生であり、所定の参加申込み手続き後、参加費を納入した者は参加できる。

(参加費)

第13条 学会参加費は、別途定める。

(抄録選考委員会)

第14条 投稿された演題（抄録）は学会長のもとで選考する。

2. 学会長は協会員の中から抄録選考委員を選任し、抄録選考委員会を組織する。
3. 抄録選考委員会は、抄録選考と学会プログラムを作成し、座長を選出する。

第5章 規則の変更

(規則の変更)

第15条 この規則は、理事会の議決を経て変更することができる。

第6章 雑則

第16条 この規則に定めるもののほか、本学会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

1. この規則は、平成 23年 12月 17日から施行する。
1. この規則は、平成 25年 10月 5日から施行する。